

令和4年度 幼児教育・保育の無償化のための申請案内

(子育てのための施設等利用給付認定)

幼児教育・保育の無償化のために必要となる、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続きについてのご案内です。内容をよくご確認のうえ申請してください。

申請手続き等のお問い合わせ先

仙台市幼児教育無償化事務センター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号上杉分庁舎7階



022-214-8978

受付時間: 月曜～金曜(祝日除く 8:30～17:15)

手続きの不備がある場合、直接お電話する場合があります。上記番号からおかけしますので、事前の電話帳登録をお願いいたします。

1 幼児教育・保育の無償化の概要

○保育料については、満3歳(3歳になった日)から5歳(小学校就学前)までのお子さんを対象として、全額無償となります。

※食材料費や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外です。(保護者の負担となります。)

※ただし、年収360万円未満相当世帯や生活保護受給世帯のお子さん、全ての世帯の第3子以降のお子さん(小学3年生以下と幼稚園・保育所等を利用している未就学児童を上から数えます。)、保護者が里親、小規模住居型児童養育事業者(ファミリーホーム)の場合に、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

○預かり保育の利用料については、居住する市町村から保育の必要性があると認定を受けた場合に、幼稚園等の保育料の無償化に加え、月額上限450円(月額上限11,300円)までの範囲で無償となります。

※3歳(満3歳になった後の最初の4月以降)から5歳(小学校就学前)までのお子さんが対象で、満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までのお子さんは、市町村民税非課税世帯等のみが無償化(月額上限額16,300円)の対象となります。

※預かり保育については、各幼稚園等において定員がありますので、認定を受けたとしても、必ずしも利用可能であるとは限りません。

※預かり保育の利用料は、いったん保護者から幼稚園等へお支払いいただく必要があります。無償化額は、3か月ごとに保護者から仙台市へご請求いただいた後、仙台市から保護者の口座へお支払いします(償還払い)。

※在園している幼稚園等の預かり保育以外の保育サービス(一時預かり事業・認可外保育施設等)の利用料は無償化の対象となりません。ただし、在園している幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や預かり保育の実施時間が少ない場合(教育時間を合わせて平日8時間未満または年間実施日数200日未満)のみ、他の保育サービスの利用料も預かり保育の利用料と合わせて月額上限額の範囲内で無償化の対象となります。仙台市の場合、仙台バプテスト教会幼稚園、聖ルカ幼稚園、ひろせ幼稚園、宮城教育大学附属幼稚園、あきう幼稚園の5施設が該当します。その他の幼稚園等については、在籍園の預かり保育の利用料以外は無償化の対象となりません。

詳しい内容は仙台市ホームページに掲載しています。(認定申請関係書類の各種様式もダウンロードできます。)



2 施設等利用給付認定について

(1) 子育てのための施設等利用給付認定

新制度幼稚園・認定こども園を利用する際には、必ず幼稚園等を通じて「教育・保育給付認定」の1号認定を申請していただきます。「教育・保育給付認定」の1号認定により、幼稚園部分(教育標準時間)の保育料が無償となりますので、幼稚園部分のみを利用する場合は、「施設等利用給付認定」の申請の手続きは必要ありません。ただし、預かり保育を利用する場合に、無償化の対象となるためには、「教育・保育給付認定」の1号認定とは別に、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。「施設等利用給付認定」はお子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれており、預かり保育等の利用料も無償化の対象となるためには、保育の必要性があることを要件とする「新2号または新3号」の認定が必要です。(この申請案内では、「施設等利用給付認定」の認定区分を「新1号・新2号・新3号」と表記します。)

認定区分	要件	保育の必要性
新1号認定	満3歳以上の子ども(新2号・新3号認定子どもを除く)	なし
新2号認定	令和4年4月1日時点で3歳以上の子ども	あり
新3号認定	令和4年4月1日時点で3歳未満で、 <u>市町村民税非課税世帯等</u> ^(注1) に属する子ども	あり

(注1) 4月から8月までは前年度分の、9月から翌3月までは当該年度分の市町村民税額を適用します。

生活保護法による被保護世帯、児童福祉法による里親、小規模住居型児童養育事業者(ファミリーホーム)が含まれます。

(2) 申請要件

お子さんと保護者が幼稚園等の利用開始日時点において、仙台市に居住している方が申請できます。(仙台市に住民票があることを原則とします。)

(3) 保育の必要性の事由

新2号認定または新3号認定を受けるためには、上記(2)の申請要件に加えて、保育の必要性が要件となります。保護者(父母等それぞれ)が次の事由のいずれかに該当する場合は、保育の必要性が認められ、預かり保育等の利用料が無償化の対象となります。

保育の必要性が認められる事由

- ①1か月に64時間以上就労している場合(自営業、夜間勤務、内職等を含む)。^(注2)
 ※育児休業中の場合、幼稚園等の利用開始日の2か月後までに復職する場合のみ対象となります。
 ※無収入で就労と認められない場合は対象になりません(例、ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など)。
- ②妊娠中または出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合。
 ※認定期間は、出産予定日の8週前に応ずる日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。ただし、多胎児の場合は出産予定日の14週前に応ずる日から認定することができます。該当する場合はお申出ください。
- ③病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障害を有している場合。
- ④同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常に介護・看護している場合(1か月に64時間以上)。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
- ⑥求職活動中である場合。
 ※認定期間は認定開始日から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日までとなります。また、就労証明書等の証明書類の提出により、保育の必要性の事由及び認定期間が変更されます。
- ⑦1か月に64時間以上就学している場合(学生、職業訓練などのうち通学を要するもの)。
- ⑧育児休業取得時にすでに保育施設等を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要である場合。
- ⑨その他、上記に類する事由により、どうしてもお子さんの保育ができない場合。

※認定期間が満了した場合や、上記の事由に該当しなくなった場合は、預かり保育等の利用料が無償化の対象から外れます。引き続き無償化の対象となることを希望する場合は、新たに上記の事由に該当し、新2号認定または新3号認定を受ける必要があります。

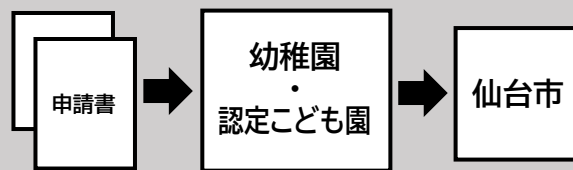
(注2)「就労」の事由で新2号・新3号認定を受けて幼稚園等の預かり保育等を利用し、下のお子さんの育児休業を取得する場合は、預かり保育等の継続利用が必要である場合、原則として下のお子さんの1歳の誕生日の前日が属する月の末日まで認定を継続できます。(下のお子さんが1歳の誕生日時点で認可保育所等の利用待機となった場合、最大で6か月の延長(1歳6か月の誕生日時点でも利用待機となった場合はさらに最大6か月の再延長)が認められる場合があります。)^⑧の場合も同様です。

3 新2号・新3号認定の申請手続きについて

通園している(または通園予定の)幼稚園・認定こども園を経由して申請いただきます。

認定申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に、提出用の封筒に封入・封緘したうえで、幼稚園等が指定する期日までに提出してください。

●申請の流れ



提出書類

A 施設等利用給付認定申請書 + **C** の提出が必要です

※兄弟姉妹で同時に申請する場合でも、1人1枚ずつ申請書を提出してください。

※兄弟姉妹で同じ幼稚園等を利用する場合は、提出書類を1つの封筒にまとめて入れて提出してください。

【マイナンバー関連書類について】

申請書の様式では、マイナンバー記入用紙の提出を求める記載がありますが、新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の入園(申込)時に「教育・保育給付認定」の1号認定を受ける際にマイナンバーを提出いただいておりますので、「施設等利用給付認定」の申請においては提出不要です。

C 保育を必要とすることを証明する書類

添付書類

- * 保育の必要性の事由に応じ、下記の★◇の書類を提出してください。父母等それぞれについて必要です。
- * ◆の書類は、マイナンバーを使用し、本市担当課や他自治体等関係機関等へ情報照会を行い確認しますので、添付不要です。
- * ◇の書類は、本市に住民登録がある方は写しの提出に代えて、本市担当課への情報照会が可能です。

1	<input type="checkbox"/> 就労 (1か月に64時間以上就労している場合) ●お勤めの方(就職内定者を含む) → 指定様式C-1「就労証明書」★ ●自営業(商業、農業等)の方、内職している方 → 指定様式C-2「保育を必要とすることの申告書(証明書)」★
2	<input type="checkbox"/> 出産 (妊娠中または出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合) ●母子健康手帳の写し◆
3	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい (病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障がいを有している場合) ●診断書の原本またはその写し(保育を必要とするものの記載があるもの)★ ●身体障害者手帳の写し◆ 精神障害者保健福祉手帳の写し◆ 療育手帳の写し◇【照会】
4	<input type="checkbox"/> 介護等 (1か月に64時間以上、同居の親族を常に介護・看護している場合) 指定様式C-2★及び次のいずれかの写し ●診断書の原本またはその写し★ ●身体障害者手帳の写し◆ 精神障害者保健福祉手帳の写し◆ 療育手帳の写し◇【照会】 ●介護保険証の写し◆
5	<input type="checkbox"/> 災害復旧 (災害の復旧に当たっている場合) 指定様式C-2★ 及びり災証明書★
6	<input type="checkbox"/> 求職活動 (求職活動中である場合) 指定様式C-2★
7	<input type="checkbox"/> 就学 (1か月に64時間以上就学している場合) 指定様式C-2★及び在学証明書等★
8	<input type="checkbox"/> 育児休業中 (1か月に64時間以上就労している方で認定申請対象児童の弟妹に係る育児休業中の場合) 指定様式C-1「就労証明書」★※育児休業期間等が記載されたもの
9	<input type="checkbox"/> その他、どうしてもお子さんの保育ができない場合 指定様式C-2★ 及び状況が確認できる書類★

【特記事項】

- 兄弟姉妹で同時に申請する場合は、保育の必要性を証明する書類は世帯で1部の提出で構いません。
- 単身赴任等で父母等が申請児童と別居している場合も、提出書類は父母等それぞれについて必要です。
- 提出書類は、特に記載のない場合は原本提出となります。認可保育施設等の利用申込を同時期に行う場合は、原本は認可保育施設等の申込に提出し、本認定申請には、コピーの提出でも可とします。
- 指定様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

4 その他

(1)申請時と状況が変わった場合

申請後(認定後)に利用施設や居住地、世帯の状況、保育の必要性の事由等に変更があった場合は、認定の変更手続きが必要で
す。施設等利用給付認定の要件に該当しなくなった場合は、認定を取り消されることがあります。

(2)現況確認について

新2号・新3号認定を受けた方については、保育の必要性が継続していることを確認するため、年1回、現況届及び保育を必要と
することを証明する書類を提出いただきます。現況確認に関する手続きについては、実施時期に対象者へご案内します。

注意事項

- ①「施設等利用給付認定申請書」は、**記入例をよく読み**、保護者が漏れなく記入して提出してください。なお、兄弟姉妹が同時に申請する場合は、児童1人につき1枚ずつ申請書の提出が必要となります。(添付書類は1部で構いません。)
- ②必要書類は、申請書に添付して必ず提出してください。必要書類の提出が確認できない場合は、認定ができません。
- ③就労証明書等の内容について勤務先に確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、提出前に記入漏れや内容に誤りがないかご確認ください。
- ④施設等利用給付認定の審査にあたり、申請者や同居家族の**住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます**。
- ⑤新2号・新3号認定において、求職活動や出産等を認定事由として預かり保育等を利用する場合、認定期間(預かり保育等の利用料が無償化の対象となる期間)が制限されます。認定期間内に、保育の必要性の継続が確認できる書類の提出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって預かり保育等の利用料が無償化の対象外となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も、預かり保育等の利用料が無償化の対象外となります。継続して保育が必要になる場合は、期間満了の1か月前までに期間満了後も保育を必要とすることが確認できる書類を添付し、認定変更申請書を提出してください。(日付を遡って新2号・新3号認定を継続することはできません。)
- ⑥預かり保育については、各幼稚園等において定員がありますので、認定を受けたとしても、必ずしも利用が可能であるとは限りません。
- ⑦「施設等利用給付認定申請書」を提出された場合、申請書に記載している「申請にあたっての同意事項」に同意いただいたものとして取り扱います。